2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　土地の登記事項証明書
二　法第三条第三項第一号に規定する条件、農業経営基盤強化促進法第十八条第二項第六号に規定する条件その他農地又は採草放牧地の適正な利用を確保するための条件が付されている書面
三　その他参考となるべき書類
（賃貸借の解除の届出の受理）
第六十七条　農業委員会は、前条の規定により届出書の提出があつた場合において、当該届出を受理したときはその旨を、当該届出を受理しなかつたときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該届出をした者に書面で通知しなければならない。
2　前項の規定により届出を受理した旨の通知をする書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
二　土地の所在、地番、地目及び面積
三　届出書が到達した日及びその日に届出の効力が生じた旨
第十四条第一項中「第三条の五第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同項ただし書中「第二条第一項第二号」を「第十条第一項第二号」に改め、同条第二項及び第三項中「第三条の五第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第三項第二号中「第二条第一項第二号」を「第十条第一項第二号」に改め、同条を第六十四条とする。
第十三条の六を次のように改める。
（担保権者等への通知）
第六十三条　法第八条第二項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書でしなければならない。
一　買収すべき土地の所有者の氏名又は名称及び住所
二　買収すべき土地の所在、地番、地目及び面積
三　法第八条第二項に規定する先取特権、質権若しくは抵当権又は所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分の執行に係る権利を有する者は、この通知が発せられた日の翌日から起算して二十日以内に対価の供託の要否を申し出るべき旨
四　その他必要な事項
第十三条の五中「第十五条の三第五項」を「第七条第五項」に、「第二条第七項」を「第二条第三項」に改め、同条を第六十一条とし、同条の次に次の一条を加える。
（農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合における使用貸借の返還の請求等）
第六十二条　法第七条第八項の規定による使用貸借の返還の請求又は賃貸借の解約の申入れは、次に掲げる要件を満たしているものでなければならない。
一　使用貸借の返還の請求にあつては、その農地又は採草放牧地の返還の時期としてその請求の日の翌日から起算して一年以内の時期が定められているものであること。
二　賃貸借の解約の申入れにあつては、その申入れの翌日から起算して一年を経過した時にその賃貸借が終了するものであること。
第十三条の四中「第三条の三第二号」を「第二十三条第二号」に、「又は同法」を「又は」に、「及び同法」を「及び」に、「並びに同法」を「並びに」に改め、同条第二号中「第三条の三第二号」を「第二十三条第二号」に改め、同条を第六十条とする。
第十三条の三中「第十五条の二第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第一号から第六号までの規定中「法人」を「農業生産法人」に改め、同条第六号中「従事日数」を「従事状況」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第九号中「法人」を「農業生産法人」に、「従事日数」を「従事状況」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第二条第七項第二号ト」を「第二条第三項第二号チ」に改め、「掲げる者が」の下に「農業生産法人の」を加え、「法人」を「農業生産法人」に改め、「状況」の下に「（その構成員が法第二条第三項第二号の政令で定める者である場合には、これらに加えて、令第一条第一号から第四号までに掲げる者のいずれかである旨）」を加え、同号を同条第九号とし、同条第七号中「承継会社が」の下に「農業生産法人の」を加え、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加え、同条を第五十九条とする。
七　法第二条第三項第二号ホに掲げる者が農業生産法人の構成員となつている場合には、その構成員がその農業生産法人に委託している農作業の内容
第十三条の二の前の見出しを削り、同条第一項中「第十五条の二第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項第四号中「第二条第七項第二号ト」を「第二条第三項第二号チ」に、「法人」を「農業生産法人」に、「同号ト」を「同号チ」に改め、「書面」の下に「（その構成員が法第二条第三項第二号の政令で定める者である場合には、当該書面及び令第一条第一号から第四号までに掲げる者のいずれかであることを証する書面）」を加え、同条を第五十八条とし、同条の前に見出しとして「（農業生産法人の報告）」を付する。
第八条から第十三条までを削る。
第七条の五第五号ニ中「第五条の七」を「第三十八条」に改め、同条を第五十七条とする。
第七条の四中「第一条の二十第二号」を「第二十条第二号」に、「第五条の十一各号」を「第四十二条各号」に改め、同条を第五十六条とする。
第七条の三中「第一条の二十第一号」を「第二十条第一号」に、「第五条の十」を「第四十一条」に改め、同条を第五十五条とする。
第七条の二中「第一条の十八第一項第二号ニ」を「第十八条第一項第二号ニ」に、「二分の一」を「三分の一」に、「第一条の二十」を「第二十条」に改め、同条を第五十四条とする。
第七条中「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」に改め、同条第一号中「第七十八条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条第二号及び第三号中「第八十条第一項」を「第四十七条」に改め、同条第四号中「行なう」を「行う」に改め、同条第五号を削り、同条第六号中「もの」の下に「（第二十八条第一号から第三号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を除く。）」を加え、「第一号に掲げる」を「第一号の」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号から第十七号までを二号ずつ繰り上げ、同条を第五十三条とする。
第六条の五中「第一条の十七第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第一号中「第四条の五各号」を「第三十一条各号」に改め、同条を第五十二条とする。
第六条の四中「第一条の十七第一項」を「第十七条第一項」に、「第二条の二第一号及び第四号、第四条の四第二号」を「第十一条第一項第一号及び第四号、第三十条第二号」に、「第六条の二第三号」を「第四十九条第三号」に改め、同条を第五十一条とする。
第六条の三第一項中「第一条の十七第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項ただし書中「第二条第一項各号」を「第十条第一項各号」に改め、同条第二項中「第一条の十七第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項第一号中「第四条の三第一号」を「第二十九条第一号」に改め、同項第二号中「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同項第四号中「第二条第一項各号」を「第十条第一項各号」に改め、同条を第五十条とする。